

意見書第 2 号

沖縄の非軍事化と東アジアの協調を求める意見書

上記の議案を読谷村議会会議規則（昭和 62 年読谷村議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 3 項の規定により提出します。

令和 5 年 6 月 21 日提出

読谷村議会 議長 伊 波 篤 殿

提出者 請願第 1 号に関する調査特別委員会

委員長 神谷 嘉栄

沖縄の非軍事化と東アジアの協調を求める意見書

沖縄県は、県民を巻き込んだ地上戦を経た経緯から、我が国をはじめ、世界に向け恒久平和を希求し発信してきた。戦後 78 年を経た現在においても凄惨な戦争を体験した県民の心は癒えず、戦没者の遺骨収集、不発弾処理、軍事基地の返還と跡地利用などの戦争に起因する問題を抱え今日に至っている。

昨今の海外へ目を向けると、自国主義を推し進める軍事行動が紛争問題を抱える国々の前例となり、自国主義を追求した武力行使が世界に波及することを強く憂慮するものである。特に国境に隣接する離島を抱え、広大な領海を有する本県が、不測の事態に巻き込まれることを強く懸念するところである。

よって、読谷村議会は、さきの大戦がもたらした県民の苦難と教訓をもとに、我が国と世界の発展に資するために、日本政府に対話による平和構築への一層の取り組みと東アジアの平和創造拠点づくりに努め、決して沖縄を再び戦場にしないよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 21 日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣